

令和6年度国立大学法人筑波大学長の業績評価結果

1 目的

国立大学法人筑波大学学長の業績評価に関する要項（令和4年5月20日学長選考・監察会議決定）に基づき、学長選考・監察会議は、監事との連携協力のもとで令和6年度の学長の業績評価を実施したものである。

2 日時等

- (1) 日 時：令和6年10月23日（水）14時00分～16時20分
- (2) 場 所：筑波大学東京キャンパス 337 会議室（東京都文京区大塚 3-29-1）
- (3) 方 法：以下のとおり実施した。
 - ① 学長によるプレゼンテーション
 - ② 学長選考・監察会議各委員と学長の質疑応答による対話
 - ③ 学長退席後、各委員の意見交換に基づく業績評価結果の取りまとめ審議
 - ④ 学長の業績評価について適正に実施されたことを監事が確認

3 評価対象期間

令和5年10月1日～令和6年9月30日

4 プレゼンテーション内容

学長から、「新たな冒険へ～NEXT 50～」と題して、教育、研究、社会連携及びガバナンスの現況について具体的な説明が行われた。概要は以下のとおりである。

(1) 教育について

- ① 大学の世界展開力強化事業への採択
- ② 全学的チュートリアル学修の実践
- ③ 学士課程から博士後期課程にいたる全学的な数理・データサイエンス・AI 教育体制の充実
- ④ マレーシア校（学際サイエンス・デザイン専門学群）の開学
- ⑤ 戦略的大学院運営体制の構築

(2) 研究について

- ① 海外教育研究ユニット招致
- ② 若手研究者の研究力強化（国際テニュアトラック制度の拡充）
- ③ 地球規模課題の解決に資する研究成果の社会実装
- ④ 日米デジタルイノベーションハブワークショップの開催
- ⑤ 超大型国際産学共同研究の獲得（筑波大学、ワシントン大学、NVIDIA 社、Amazon 社による AI 分野における国際産学連携）
- ⑥ Tri-Lateral University Center の創設
- ⑦ ニーズドリブン型産学共同研究の推進
- ⑧ 筑波大学のスタートアップ・エコシステム
- ⑨ 大学発医療系スタートアップ支援プログラムへの採択
- ⑩ 国立台湾大学 Royal Palm Lecture Series 講演

(3) 社会との繋がりについて

- ① 外交関連の活動
- ② インドとの国際連携の実施
- ③ アフリカ諸国との国際連携の実施
- ④ 世界のサイエンスシティとの協働の推進
- ⑤ Tsukuba Global Science Week (TGSW) の開催

(4) ガバナンスについて

- ① 大学ランキング順位
- ② 大学の事業成長
- ③ 国立大学経営改革促進事業への採択
- ④ 事業・ファイナンス局の設置
- ⑤ 三井住友フィナンシャルグループとの包括的連携協定の締結
- ⑥ パリ 2024 オリンピック・パラリンピック壮行会の開催
- ⑦ 今後の展開:DESIGN THE FUTURE, TOGETHER (真の総合大学の実現に向けた取組を加速・発展)

5 学長と学長選考・監察会議委員との主な質疑内容

学長のプレゼンテーション後、学長と委員との間で、以下の事項について質疑応答が行われた。

- ① 国立大学経営改革促進事業の申請について
- ② 海外大学との交流における学群制度のメリットについて
- ③ カリキュラムの2+4+3制（リベラルアーツ2年+メジャー4年+アドバンストリーチ3年）の提案の趣旨について
- ④ マレーシア校の今後の展望について
- ⑤ 同窓会の今後の展望について
- ⑥ インド及びアフリカ諸国との国際連携に取り組む理由について
- ⑦ 海外人材活用に係る企業との連携について
- ⑧ 人材獲得戦略について

6 学長選考・監察会議委員からの意見・要望

永田学長は、国立大学法人筑波大学長として、そして、一般社団法人国立大学協会会長として、国立大学を取り巻く様々な状況を踏まえ、高等教育機関である大学が果たすべき役割を念頭に本学の運営を行い、卓越性を高めるビジョンと強いリーダーシップを持って教育・研究・社会貢献・経営・グローバル化の各分野において先導的な施策を意欲的に実施しており、企画・経営・実践すべての面で高く評価できる。

今後、引き続き不断の改革を実施していただくためにも、学長の補佐体制を充実させるとともに、これまで以上に学内教職員との対話の機会を増やし一体感を醸成しながら、全国の大学を先導する学長として実力を発揮していただくことを期待する。

7 業績評価

学長選考・監察会議は、学長のプレゼンテーション及び委員との質疑応答による対話と討論を踏まえ、今回の評価項目である当該年度における取組・進捗状況、学長所信の状況等を総合的にかつ慎重に検討した結果、順調かつ着実に筑波大学を大きく発展させていると判断する。

8 評価結果の公表

業績評価結果については、「国立大学法人筑波大学学長の業績評価に関する要項」（令和4年5月20日学長選考・監察会議決定）第6条に基づき、本学のホームページに公表し、周知を行うものである。